

令和7年度(2025年度)

第2回 宝塚市青少年センター運営協議会

目次

1. 令和7年度(2025年度) 青少年センター事業報告

(1) 青少年センター運営事業		P1
(2) 青少年相談事業		P1
(3) 青少年補導事業		P2

2. 資料

(1) 不審者情報		P3
(2) 宝塚市青少年センター運営協議会規則		P4
(3) 運営協議会委員名簿		P5

宝塚市青少年センター

1. 令和7年度（2025年度） 青少年センター事業報告（4月～12月）

(1) 青少年センター運営事業

青少年センター運営協議会を開催するとともに関係機関、他市補導センターとの連携を図り、青少年の健全育成に努めています。

- ア 運営協議会の開催：6/25 イ 活動記録作成、機関紙の発行
 機関紙【わかば】2ヶ月に1回発行・令和6年度活動記録【あゆみ】作成
- ウ 関係機関・他市補導センターとの連携
 県青少年補導センター連絡協議会：所長会6/6 9/24 所長1日研修7/25
 宝塚市立学校生徒指導連絡協議会：全体会6/19 11/25 中高連絡会5/29 11/13
 中学校部会4/24 7/10 9/4 10/24 12/12 小学校部会5/22
 宝塚市立学校生徒指導連絡調整会：4/25 5/23 8/22 9/26 11/28 12/26

(2) 青少年相談事業

青少年の非行防止・健全育成活動の一環として、関係機関との連携による継続指導を行っています。

ア 個別ケース会議への参加（55回）

4月	23日 長尾台小（2件） 24日 長尾小 30日 売布小・宝塚中
5月	2日 宝塚小 7日 安倉北小 15日 宝塚小 22日 美座小・末成小 30日 宝塚中・安倉小
6月	9日 山手台中 10日 安倉中 11日 中山台小 13日 西谷中・宝塚小・南ひ中 16日 御殿山中 17日 小浜小・安倉中 18日 長尾台小 19日 宝塚中 24日 良元小 25日 安倉小 26日 御殿山中 27日 第一小
7月	1日 良元小・高司小・光明小 2日 宝塚小 7日 山手台中 16日 宝塚一小 17日 宝塚小 24日 安倉中
8月	26日 宝塚小
9月	8日 たからづか支援学校 18日 光明小
10月	2日 高司小・山手台中 3日 末成小 6日 南ひ中 8日 小浜小 10日 山手台中 15日 安倉中 16日 宝塚小
11月	6日 良元小 7日 安倉小 10日 小浜小 13日 本庁 17日 宝塚中 27日 高司中
12月	3日 安倉北小 10日 小浜小 15日 小浜小 18日 安倉中 19日 光ガ丘中

イ 各種地域懇談会・研修会への職員派遣

- くらんど青少年対策協議会：5/26 11/26 米谷青少年対策協議会：6/23 12/16
 ひらい人権文化センター交流会 11/17
 中山台小安全対策委員会：5/20 山手台小安全対策委員会：11/12 長尾南小安全対策委員会：11/17
 スクラム会議：6/27 7/3（2件） 7/8 7/10 7/11 7/15 9/3 12/10 12/11 12/17 12/18

(3) 青少年補導事業

青少年の健全な育成をめざし、非行に走らないよう問題行動の早期発見、早期指導を図るため、宝塚市青少年補導委員、市内小・中学校生徒指導担当教員、市内各小・中学校PTA愛護部等の協力のもとで、各種補導活動を行っています。

①青少年補導委員による街頭補導活動

特別街頭補導（宝塚駅・フレミラ・イオン伊丹・イオン昆陽）：8/18 8/19 7/25 8/22

中山寺星下り大祭特別補導：8/9

安倉・良元ブロック合同補導（イオン昆陽）：12/26

一斉補導：毎月10日実施

○同行補導

4月	仁川班：22日 山手台班：24日
5月	長尾南班：20日 安倉北班：21日 南ひ東班：23日
6月	光明班：23日 光ガ丘班：26日
7月	売布班：22日 宝塚班：24日
9月	西谷班：25日 逆瀬川班：26日
10月	未成班：21日 小林班：22日
11月	小浜班：18日 安倉南班：19日
12月	すみれガ丘班：23日 野上班：25日

○補導委員活動状況

月		大遊び	迷惑 行為	ゲーム センター	危険な 遊び	横断 通行	信号 無視	自転車	喫煙	飲酒	ケンカ	怠学	その他	合計
4～ 6月	小学校	0	3	0	15	4	3	11	0	0	0	0	111	147
	中学校	0	16	28	4	4	0	9	0	0	0	0	39	100
	高・他	0	4	0	0	0	0	21	0	0	0	0	17	42
	小計	0	23	28	19	8	3	41	0	0	0	0	167	289
7～ 9月	小学校	0	0	20	0	0	1	25	0	0	0	0	385	431
	中学校	0	10	105	11	0	3	48	0	0	0	0	57	234
	高・他	2	5	7	3	0	0	12	0	0	0	0	152	181
	小計	2	15	132	14	0	4	85	0	0	0	0	594	846
10～ 12月	小学校	0	0	19	9	13	0	16	0	0	0	0	417	474
	中学校	0	0	73	0	0	0	3	2	0	0	0	31	109
	高・他	0	0	31	0	0	0	20	0	0	0	0	94	145
	小計	0	0	123	9	13	0	39	2	0	0	0	542	728
合計	小学校	0	3	39	24	17	4	52	0	0	0	0	913	1052
	中学校	0	26	206	15	4	3	60	2	0	0	0	127	443
	高・他	2	9	38	3	0	0	53	0	0	0	0	263	368
	小計	2	38	283	42	21	7	165	2	0	0	0	1303	1863

②宝塚市青少年補導委員連絡協議会

会計監査：4/4 総会：4/15 本部役員会・定例役員会：毎月第3金曜日実施

実務・新任研修：5/21 1日研修：9/5 10/7 12/2

ブロック会：宝塚 6/20 良元 5/29 長尾 6/5 南口 6/4 西谷 5/21

③青少年の非行・被害防止活動の実施（青少年の非行・被害防止全国強調月間：7月）

・懸垂幕の掲示（市内関係機関50ヶ所）

④「アトム110番連絡所」事業の実施

1,681件(R7.12月末時点)

⑤防犯パトロールの実施

・下校時刻に合わせての巡回 ・市内一斉防犯活動の実施（毎月第3火曜日）

⑥環境実態調査の実施（10月～12月）

資料

不審者情報 (R7.4月～12月)

昨年度比 件数: + 2

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
小学生	0	0	2	3	5	6	0	0	5	7	0	0	0	0	1	1	13	17
中学生	0	0	0	0	3	4	0	0	2	3	0	0	0	0	3	5	8	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	3	8	10	0	0	7	10	0	0	0	0	4	6	21	29

左岸・右岸別

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
計	0	0	2	0	3	5	0	0	2	5	0	0	0	0	3	1	10	11
	0		2		8		0		7		0		0		4		21	

(4)宝塚市青少年センター運営協議会規則

昭和47年9月29日
教育委員会規則第15号

注 平成5年3月10日教委規則第4号から条文注記入。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、宝塚市青少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平5教委規則4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、宝塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、宝塚市青少年センター(以下「青少年センター」という。)の運営に関する重要事項について調査、協議し、答申するものとする。

(平5教委規則4・一部改正)

(委員)

第3条 協議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員が欠けたときは、教育委員会は、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

(令6教委規則2・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(平5教委規則4・全改、令6教委規則2・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6教委規則2・一部改正)

(採択事項等の処理)

第7条 会長は、諮問事項について答申案を議決したときは、速やかに答申するものとする。

2 会長は、委員からの提案事項がある場合は、これを審議し、採択したときは、教育委員会に建議し、又は助言するものとする。

(令6教委規則2・一部改正)

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(平5教委規則4・全改)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、青少年センターで行う。

(平5教委規則4・追加)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平5教委規則4・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則の廃止)

2 宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則(昭和43年教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則(平成5年教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

執行機関の附属機関設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく法令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務	組 織 及 び 構 成	
			委員総数	構 成
教育委員会	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8人	学校長 3人 民生委員 1人 保護司 1人 警察署長 1人 補導委員 1人 行政の職員 1人

（5）宝塚市青少年センター運営協議会委員名簿（R6.5.1～R8.4.30）

区分	団体または役職	氏名（ふりがな）
学校長	宝塚市立中山台小学校長	中井慎一郎（なかい しんいちろう）
学校長	宝塚市立安倉中学校長	伊藤 章（いとう あきら）
学校長	兵庫県立宝塚高等学校長	森本 成己（もりもと しげみ）
民生児童委員	宝塚市民生委員児童委員連合会 常任理事	荒谷 昭恵（あらや あきえ）
保護司	宝塚市保護司会副会長	倉橋 滋樹（くらはし しげき）
警察	兵庫県宝塚警察署長	中野 恵介（なかの けいすけ）
補導委員	宝塚市青少年補導委員連絡協議会 副会長	川島 淳子（かわしま あつこ）
関係行政機関	宝塚市子ども未来部 たからっ子総合相談センター所長	湯川 陽仁（ゆかわ あきひと）